

本資料の「記載要領」とは当機関HP掲載の「発電計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格(計画値同時同量編)」を指します

No	分類	質問	回答
1	計画提出の準備	システム利用申請はどのようにすればよいのか。HP右上の会員専用(広域機関システム)から入れないのは、利用申請していないからか。	<ul style="list-style-type: none"> 以下URL内の「システム連携に関する規格等」をクリックし、該当のページへ遷移して申込書をダウンロードし、メールでお申込みください。 (http://www.occto.or.jp/occtosystem/riyou/index.html) ○広域機関システムの利用手続き └広域機関システムとの連携に関する規格等 ・広域機関システム利用申請を実施いただいた後に発行されるユーザIDとパスワードでログインできるようになります。
2		取得した事業者コードは、小売電気事業者、発電事業者の両方で使用が可能とあるが、小売用と発電用で別々に事業者コードを取得することは可能か。社内カンパニーが別のため、管理上分けたい。	1法人が小売用と発電用で別々に事業者コードを取得する事はできません。 ※ネガワット事業者は、ネガワット用の事業者コードが必要です。
3		これから小売電気事業を開始しようとしている。いつから計画提出の必要があるか。	託送契約を締結しましたら、その時点から計画の提出義務が発生します。計画提出スケジュールは各断面によって異なります。スケジュールは当機関の送配電等業務指針の第138条、第139条をご確認ください。 その他、広域機関システムご利用のための手続き、計画の記載方法などを当機関HP「広域機関システムでの計画提出」に掲載しています。こちらをご確認の上、手続きや計画作成を行ってください。
4		JEPXへの売電のみの工場がある。市場に売らない(売れない)日も計画提出が必要か。	JEPXへ売電しない日も毎日提出が必要です。
5		共同利用ポリシーの掲載などが確定していないため、広域機関システムへの申込みができない。	クライアント証明書が発行されていれば、スイッチング支援システムの利用申請とは別に(並行して)広域機関システムの利用申請が可能です。
6		入力する数値についても問題ないか、Excelの計画ファイルを見てもらいたいというようなことは可能か。	計画ファイルを確認する対応は実施しておりません。入力支援ツールをご使用の場合、計画値XML出力ボタン押下時に自動チェックが働きますので、こちらをご活用下さい。また、当機関HP「記載要領」に入力方法、記載例、入力間違い例等を掲載していますので、こちらもご確認ください。
7		計画を提出しているBGの事業者が事業譲渡する場合、広域機関に提出しているコード等に変更は必要となるのか。	マスタの変更や確認が必要となる可能性があるため、マスタ問合せ窓口へご連絡ください。
8		発電所マスタの申請から系統コードの発番までどれくらいの期間がかかるか。	各マスタに関する申請は、広域機関の確認期間として通常は5営業日程度かかりますが、記載誤りなどがあると、さらに期間が必要ですので、お早目に申請してください。 なお、発電所マスタに関する申請は、広域機関の確認期間に加え、一般送配電事業者の系統コード発行に(5営業日)が別途掛かりますのでご注意ください。
9		マスタ登録の進捗状況を確認したい。	受付順で対応しております。5営業日以上経過しても登録通知が無い場合、お問い合わせください。
10	(年間)発電販売計画 (年間)需要調達計画	年間計画(発電販売計画、需要調達計画)の提出期日を教えてください。	・年間計画(発電販売計画、需要調達計画)・・・10月31日 ※系統情報サービス「その他情報>各種情報参照>各種情報」から「計画提出関係」を選択し「〇〇年度各種計画提出・公表スケジュールについて」をご確認ください。
11	(月間)発電販売計画 (月間)需要調達計画	入力支援ツールを用いて月間計画を作成したところ、月毎に第1週から第6週まで計画を入力することになっている。 ・第1週の始まりは1日を含む土曜始まりと考えて良いか。 例えば4月30日(土)、5月1日(日)・・・の場合、いつからが5月の第1週となるか。 一方、5月31日(火)が第5週となる場合、第6週の計画には何を記入すれば良いか。	1週間の単位は土曜日～金曜日です。ご質問の例であれば、5月の第1週は5月1日(日)～5月6日(金)となります。 ・ご質問の例のように第6週が存在しない週の計画は空欄で提出ください。 また、週によっては平日のみや休日のみの場合がありますが、この場合も該当のもの以外は空欄でご提出ください。 なお、入力支援ツールにカレンダー取込機能を追加しており、カレンダー取込を実施していただければ、入力不要の週について色が変わりますので、ご利用ください。
12		月間計画値の提出期限は、締切り日(毎月1日)の翌月、翌々月の計画値を提出するということですか。 例) 2016/5/1締切りの月間計画値の対象月:2016/6、2016/7 2016/6/1締切りの月間計画値の対象月:2016/7、2016/8	その通りです。系統情報サービスの「その他情報/各種情報参照/各種情報」から「計画提出関係」を選択し、「〇〇年度各種計画・公表スケジュールについて」をご確認ください。
13		年度途中加入の月間計画の提出について、6月1日からの供給に向け準備を進めているが、6月分の需要計画等の月間計画の提出期限5月1日を過ぎてしまった。提出期限後になるが6月分を提出する必要があるか、週間計画から提出する形が良いか。	発電量調整供給契約や託送供給契約の契約日から、計画の提出義務が発生します。もし、各提出期日に間に合わない場合は、準備が出来た時点でシステムでの提出をお願いします。月間計画(計画変更含む)が間に合わない場合は週間計画から提出いただく事となります。 なお、託送供給契約にも関わると思われますので、一般送配電事業者にもご確認ください。
14		翌月はA社、翌々月はB社と取引する予定である場合、月間計画はどのように記載すればよいか。	A社は翌月分は計画値を記載し、翌々月分は空白としてください。B社は翌月分は空白とし、翌々月分は計画値を記載してください。
15	当日計画	翌日計画から変更が無い場合でも、当日計画の提出は必要か。	不要です。
16	発電販売計画 需要調達計画	◆分割番号 「記載要領 4.1計画値同時同量計画の記載例②③」では分割番号が「01」「02」となっているが、この記載ルールはどこを見たら良いのか。FIT特例①以外の発電所は「01」、FIT特例①は「02」が正しい記載方法か。	「記載要領 4.1 計画値同時同量計画の記載例③」をご確認ください。発電販売計画の場合では「分割しない場合は「00」、分割する場合は1つ目のファイルには「01」、2つ目のファイルに「02」を入力します。」と説明があります。「01」はFIT特例①以外の発電所でしか使えないなどのルールはありません。 参照 「記載要領 1.1.3.出力ファイル名情報 分割番号」
17		◆分割番号 「記載要領 4.1計画値同時同量計画の記載例②③」ではFIT以外とFITが別シートで分割されているが、1つにまとめて提出することも可能か。	「(翌日)発電販売計画」と「(翌日FIT)発電販売計画」に分けて提出も可能ですし、分けずに提出することも可能です。なお、分けずに提出する場合は、FIT特例①のステータス管理のため「(翌日FIT)発電販売計画」を使用する必要があります。ステータス2の作成中はFIT特例発電BG以外の発電BGの計画変更ができないこと、ステータス1で販売・調達計画に入力できないことなどの制約があります。
18		「記載要領 4.1計画値同時同量計画の記載例④」では、同一の取引先コード(計画提出者コード)から2つの調達を行っている(「広域エネルギー(火力)」「広域エネルギー(FIT1)」。同一の取引先コードをどのように識別しているのか。	取引先コード毎の合計値で識別します。記載例では、「広域エネルギー(火力)」「広域エネルギー(FIT1)」は同一の取引先コード(計画提出者コード)なので、合計値により識別します。
19		「記載要領 4.1計画値同時同量計画の記載例④」において、調達計画内訳No.1とNo.2を合算し、1銘柄として表記することは可能か。	可能です。 なお、エリアをまたぐ場合は、「(翌日)需要調達計画」の調達計画に「申込番号」を記入するため、合算はできませんのでご注意ください。詳細は当機関HP「広域機関システムに関する事業者向け説明会 資料の開示」の「広域機関システムに関する事業者向け説明会 資料」のP15(スライド28)をご確認ください。 https://www.occto.or.jp/oshirase/sonotaoshirase/2015/2015_1028_koiki_system_setsumeikai_02.html

No	分類	質問	回答
20	発電販売計画 需要調達計画	翌日・当日計画以外の調達計画に、スポット取引、時間前取引を入力できるか。	確実に供給力として見込めるものを記載していただく必要がありますので、スポット取引、時間前取引は翌日・当日計画以外には記載できません。ただし、先渡市場やベースロード市場の取引約定分はスポット取引に記載できます。詳細は、当機関HP「広域機関システムに関する事業者向け説明会 資料の開示」の「広域機関システムに関する事業者向け説明会 資料」のP34(スライド11)の説明をご確認ください。 http://www.occto.or.jp/oshirase/sonotaoshirase/2015/2015_1028_koiki_system_setsumeikai_02.html
21		スポット取引、時間前取引は月間計画では記載できないとあるが、この意は以下のいずれか。 ・取引先コード自体記載することはできない。 ・取引先コードは記載できるが、計画値はゼロ(もしくはブランク)とすべき。	「取引先コードは記載できるが、計画値はゼロ(もしくはブランク)」です。
22		調達計画にスポット・時間前入札分を設定しないと、月間計画では「調達過不足」がマイナスになるが問題ないのか。	月間計画では、調達過不足がマイナスとなることはありません。但し、翌日計画以降においては、当機関の送配電等業務指針第138条(託送供給契約者による計画の提出)第3項で規定しているとおり、原則として一致するようにして頂く必要があります。
23		◆調達過不足 翌日計画提出時は調達過不足=0であっても、その後、発電トラブルで調達計画が減る場合は、調達不足となる通告変更を行うことになるのか。調達計画の通告変更をしないとインバランスを被るのか。	発電トラブルが発生すれば発電契約者は発電計画を下げますが、販売計画を変更するかどうか(取引先の調達計画を変更してもらうか)は、取引関係の事業者間での契約等によります。計画値同時同量制度では発電側と需要側それぞれが計画値に対する責任を負うものであり、発電トラブルで発電契約者は発電計画を下げますが、別の供給力を確保できれば販売計画を変更する必要がなく、取引先となる小売電気事業者の調達計画も変更不要となります。なお、エリア間取引の場合、発電トラブルによる供給力の減少分は、発電販売計画提出者による代替調達を原則としております。
24		7月1日から新たに調達を始める相対契約がある。週間の需要調達計画で、この相対契約を6月30日までではブランク、7月1日からは値を入れて提出したところ、計画内データ異常の通知が届き不受理となった。どうすれば良いのか。	週間の需要調達計画で、6月30日までブランク、7月1日から値を入れて提出が可能です。他の理由で「計画内データ異常」となったと思われるので、xmlファイル等が正しいかご確認ください。 参考:以下の内容をご確認ください。 ・データ項目異常・計画内データ異常についてのチェック内容追加 https://www.occto.or.jp/occtosystem/oshirase/2016/170328_check_tsuika.html
25		需要が最大となる時間で調達が最大とならない場合があるが、これに対して不整合は発生するのか。	需要調達計画については需要の最大・最少の時刻にあわせて調達計画等を記入します。よって、需要の最大値の時刻に調達が最大とならない場合があり、その事象による不整合は発生しません。
26		各種計画を変更して再提出する際に、内訳については列を入れ替えて提出することは可能か。	取引先コードが異なる場合は可能です。
27		同一取引先コードが複数の内訳に分かれて記載している各種計画を再提出する際に、列を入れ替えて提出することは可能か。	広域機関システムとしては同一取引先コードの計画を複数に分けて提出された場合でも計画自体は受け付けます。但し以下の2点にご注意ください。 ①1つの発電計画の中に同一取引先コードの計画値を複数の列に分ける場合、一旦提出された計画に対して、列の順番を入れ替えて計画変更をした場合に予期しない挙動をする可能性がございますのでこのような計画変更はお控えいただくようお願いいたします。 ②精算時の計量等に係る事項は当該エリアの一般送配電事業者にご確認ください。
28		需要BGの調達計画において、同一の取引先コードを2つに分けて、計画を提出することは可能か。 また、JEPXスポット市場への販売について、通常取引分と特定紐付コード記載分(自己託送に関わるエリア間取引)に分けても問題ないか。	広域機関システムとしては同一の取引先コードの計画を複数に分けて提出された場合でも計画を受け付けます。JEPXスポット市場取引に関し、取引先コードJSPT3を複数に分けても(例:特定紐付けコード有り・無し)問題ありません。但し以下の点にご注意ください。 ・一旦提出された計画に対して、列の順番を入れ替えて計画変更をした場合に予期しない挙動をする可能性がございますので、このような計画変更はお控えいただくようお願い致します。 ・精算時の計量等に係る事項は当該エリアの一般送配電事業者にご確認ください。
29		発電販売計画や需要調達計画の「運用モード」で「通常」と「テスト」が選択できるようになっているが、「テスト」にすると、どのようなことが確認ができるのか。	「運用モード」の「テスト」とは「疎通試験用」のモードであり、広域機関システムとの通信疎通が可能となりますが、計画を受信しても提出エラーの扱いとなります。
30		発電販売計画や需要調達計画の翌日計画の計画値が全て「0」の場合、その計画自体、提出の必要はあるか。	発電量調整供給契約や託送供給契約の計画期間中であれば、計画の提出義務が発生します。計画値に関わらず、計画をご提出ください。
31	発電販売計画	1発電契約者が複数の「計画提出者コード」を発番することは可能か。	1発電契約者につき、1計画提出者コードとなります。
32		(翌日)発電販売計画に「優先順位」、「プロラタ」の入力欄があるが、これらは何か。	「優先順位」は、各社の託送供給等約款に記載される「受電地点の電力量の計量値の仕訳に係る順位」のことです。優先順位が同じ値の場合に、同一優先順位として計画値按分(プロラタ)処理を行います。この際、端数の処理について指定する順位のことを「プロラタ」といいます。 ・参考:発電計画等受領業務ビジネスプロトコル標準規格(計画値同時同量編)記載要領 1.1.7発電計画(内訳) 例:51kWhの発電計画があり、AとBの事業者が共に優先順位1で計画値25kWh、プロラタはAが1、Bが2の場合、Aは26kWh、Bは25kWhと処理される。
33	(出力抑制)	一般送配電事業者により自然変動電源の出力抑制が実施された場合、抑制後の発電計画に変更した発電販売計画を再提出する必要はあるか。	発電販売計画の修正、再提出は不要です。
34		一般送配電事業者により自然変動電源を除く電源Ⅲの出力抑制が実施された場合、抑制後の発電計画に変更した発電販売計画を再提出する必要はあるか。	電源Ⅲ(一般送配電事業者からオンラインで調整できない火力電源等)についても、発電販売計画の修正、再提出は不要です。
35	需要調達計画	1小売電気事業者で1需要BGを形成しており、需要BGの需要調達計画と小売電気事業者の需要調達計画は全く同じとなるが、全く同じでも各々(需要BGと小売電気事業者)記載する必要があるか。	必須項目となります。記載をお願いいたします。
36		需要調達計画では小売事業者を複数記載可能だが、翌日の需要調達計画では複数の小売事業者の合計が需要BGの計画と一致しなければならないか。	一致しなければなりません。
37		2小売電気事業者で需要BGを形成しており、代表契約者が電気を調達し需要BG内の契約者に電気を販売する場合、「小売電気事業者 内訳 No.1, 2」に代表契約者と契約者間の電気の取引を記載する必要はあるか。	必要となります。送配電等業務指針第138条第5項で「代表契約者は、需要調達計画等を取りまとめた提出する際には、前項の委任を受けた託送供給契約者ごとの需要調達計画等の内訳を記載しなければならない。」となっています。
38	スポット、時間前取引	スポット取引、時間前取引の取引先コード・JSPT3(スポット)、J1HR3(1時間前)について、東京エリア以外で取引する場合、下一桁の「3」をエリア番号に修正するののか。	修正は行わないでください。JEPXの取引先コードはJSPT3(スポット)、J1HR3(1時間前)で固定です。
39		発電販売・需要調達計画マスタにて取引先情報のコード設定で市場取引コード(スポット:JSPT3、1時間前:J1HR3)を登録したいが、マスタ検索をしても当該コードが出てこない。	検索時に東京エリアを選択の上で検索をしてください(東京エリア以外で市場取引を行う場合も東京エリアを選択の上で検索)。
40		発電実績の仕訳について、JEPXへの入札分は、従来通り優先順位は最前列の「0番」となり、小売事業者より先に電力量が充当される仕訳になると考えて問題ないか。	JEPX販売分は、これまでは発電実績から「0番」みないで仕訳を行っていましたが、計画値同時同量制に伴い発電側仕訳でなく販売計画の1つとして扱われるようになりました。

No	分類	質問	回答
41	(ベースロード取引)	JEPXベースロード市場の約定時の記載方法は個別に何か有るのか。	ベースロード市場約定分はJEPXの先渡市場と同様に前日スポット市場を通じて、約定量の電気が受け渡しされるので、スポット取引(JSPT3)として各種計画に反映ください。
42	適正な計画提出	スポット市場で予定分を調達できなかった場合において、翌日計画の「需要計画」をいったん減らし(「調達計画」と一致するように作成し)、当日計画で1時間前の調達に合わせて需要計画を本来の数値に戻すことで良いか。	翌日計画では合理的な予測に基づいた「需要計画」を「調達計画」に合わせることはせずに計画内不一致の状態のままとし、1時間前市場の調達に合わせて調達計画に1時間前取引を入力した当日計画を提出することで、ゲートクローズまでに計画内不一致の状態を解消してください。 ※詳細は、当機関HP掲載「適正な計画提出について」をご確認ください。 https://www.occto.or.jp/occtosystem/oshirase/2017/170614_tekisei_teishutsu.html
43		上記の場合において、時間前市場で入札がなかった時や時間前市場の取引単位(0.1MW、50kWh/30分)以下の計画内不一致のインバランス精算はどのような扱いになるか。	一般送配電事業者が公表している託送供給等約款にインバランス精算方法について規定されております。詳細については該当するエリアの一般送配電事業者にお問い合わせください。
44		供給力を調達できなかったとき、正しい需要計画と計画内一致のどちらを守るべきか。需要計画を調達計画と一致させて提出してよいか。	正しい需要計画です。調達状況に応じて需要計画を変更するのではなく、需要計画は当該時点での合理的な予測に基づく需要の想定として提出してください。 ※需要を正しく予測し、需要に見合った供給力を確保してください。手順として需要計画を合理的に予測し、その需要に見合う供給力を確保しなければなりません。供給力が確保できないという理由で需要計画を変更してはいけません。 ※需要計画は、送配電等業務指針第138条第2項1号にて「合理的な予測に基づく需要の想定」を記載するものと定められています。一方、計画内の一致については同第3項において「『原則として』〜一致させなければならない」と定められています。
45		需要計画を調達計画と一致するようシステムを作ったのですがには対応できない。システム改修まで待ってもらえるのか。	需要を合理的に予測し、これに見合った調達を行うことは重要です。システム改修に先立ち、暫定的な対応を検討いただき、速やかに実施してください。
46		市場価格が高騰したときも、市場から買わなければいけないのか。	供給力は、常時バックアップ、相対調達、自社電源開発、市場調達など様々な手段で確保することが可能であり、適切に確保してください。
47		適正な計画提出の注意喚起メールが来たが、対象となる閾値を教えてください。	運用上、暫定的に閾値を設けています。閾値をお伝えすることは、閾値内に抑えることを目標とする事業者が出かねないので、お答えできません。なお、閾値は適宜、見直しを行います。
48		計画内不一致を出した場合、どのように事業者へ通知されるか。	実需給日の概ね2営業日後に注意喚起のメールをお送りします。計画内不整合や計画間不整合の計画を提出した際に広域機関システムの自動チェックによって送信されるメールなどの通知機能はありません。
49		不一致を数多く発生させることで、指導・勧告が行われるようなことはあるのか。	繰り返し発生させた場合には原因と再発防止策の報告を求め、内容の精査および状況を確認し、必要な場合は指導・勧告などを行うことがあります。
50	時間前市場の取引単位(50kWh/コマ)以下の計画内不一致は許容してくれるのか。	計画内は原則一致させる必要がありますが、需要に合わせて調達した結果として需要計画と調達計画に時間前の取引単位以下の差異が生じる場合は、やむを得ないものとして取り扱います。 送配電等業務指針第138条第3項において、「原則として、翌日計画以降においては、調達計画と販売計画との差は需要計画と一致させなければならない」とあるので、(端数分一致のために)常時バックアップや相対取引の締結等、原則として需要計画と調達計画が一致するようご対応をお願いします。	
51	インバランスを算入して計画一致を図るため、インバランスを調達計画に入れられるようにしてほしい。	インバランスは供給力に含まれません。調達計画は、送配電等業務指針第138条第2項2号にて「需要計画に対応した供給力の確保の計画」を記載するものと定められています。	
52	不自然な需要計画とはどのように判定するのか。	屈曲した需要計画、箱型の需要計画などは明らかに不自然です。また、需要の実績と計画に定常的な乖離や大きな乖離が発生していないかなどを確認いたします。 参考情報として以下をご確認ください。 ・適正な計画提出について (https://www.occto.or.jp/occtosystem/oshirase/2017/170614_tekisei_teishutsu.html) ・適正な計画提出のためのよくある事例、改善例の掲載について (https://www.occto.or.jp/occtosystem/oshirase/2017/170906_tekisei_jirei_kaizenrei.html)	
53	不一致を起こさないために調達を行いたいが、どのようにすればいいのかかわからない。	常時バックアップ、相対調達、自社電源開発、市場調達(スポット、時間前)などの多様な調達手段を活用してください。	
54	発電トラブル時は、発電計画を修正して提出し直さなければならないのか。発電計画を減少しても追加調達をしないと計画内不一致となってしまうが、夜間は取引が行えない。	発電トラブルにより発電量の変化が見込まれた場合、発電計画の修正が必要となります。不足分については、時間前市場等をご活用ください。	
55	計画不整合	不整合通知をWeb上で確認しXMLをダウンロードしたが、情報区分コードが0151の入力支援ツールがない。また、Web画面のステータスが「結果通知確認中」、結果通知が「不整合」と表示されているが、扱いとしては不整合のまま登録されたということでしょうか。	情報区分コード0151の翌日発電・販売計画不整合通知メッセージは、(翌日)発電販売計画の入力支援ツールを使用します。 入力支援ツールの「通知XML読込」ボタンをクリックして翌日発電・販売計画不整合通知ファイルを読み込んでください。 広域機関ホームページに操作マニュアルを掲載しておりますのご参照ください。 (http://www.occto.or.jp/occtosystem/keikaku/2016-0222_keikakuteisyutsu_onegai.html) なお、Web画面のステータスが左記の場合は、計画は不整合のまま登録されます。
56	計画不整合が通知される場合、現行のように一般送配電事業者あるいは広域機関側から計画の再提出を求められるのか。それとも、広域機関側で書き換えを行うのか。	計画に不整合がある場合は、広域機関よりその旨のメッセージを発信し、可及的速やかな修正を求めます。 ・広域機関システムは、長期計画から週間計画までは計画内整合の確認を行い、計画の粒度がそろった翌日計画では計画内整合⇒計画間整合の順で不整合がないかの確認を行います。 ※計画内整合： 発電計画、販売計画、需要計画、調達計画、経過措置計画それぞれの計画内の整合性を確認します。 ※計画間整合： 販売計画、調達計画の計画間の整合性を確認します。 ・計画内不整合の場合は、広域機関システムで受付されませんので、計画を修正のうえ再提出をお願いいたします。 ・計画間不整合の場合は、計画は不整合のまま受付されます(整合性を確保するための計画値の書き換えは行いません。)	
57	当社が販売計画の全コマをゼロで提出し、取引先が当社との調達計画を記載しなかった場合、計画間不整合となるのか。	計画値が全コマゼロの場合は、当該計画の取引先が計画を提出していなくても不整合となりません。	
58	計画不整合のよくある事例と改善例を教えてください。	当機関HPに掲載しております。不整合の防止にお役立て下さい。 (http://www.occto.or.jp/occtosystem/oshirase/2016/170117_jirei_kaizenrei.html) 当機関HP「記載要領」の以下の箇所もご参照ください。 ・5.3(翌日)計画値同時同量計画のよくある入力間違い	

No	分類	質問	回答
59	FIT特例①	FIT特例①作成用の計画に発電計画値を記載する場合、上限、下限には何を入力すれば良いのか。	◆年間・月間・週間計画 記載要領「3.3.1 年間計画、月間計画、週間計画」をご確認ください。 太陽光・風力については年間・月間計画と週間計画で内容が変わります。 ◆翌日計画 ・太陽光・風力： 発電計画値と同じ値 ・水力・地熱・バイオマス： 発電可能な上下限值
60		FIT特例①計画の土・日・月曜日を木曜日に提出した場合、日・月曜日も受付けていただき、金曜日の12時までには土・日・月曜日を翌日計画として提出可能か。	ステータス1は2年度分を事前に作成・登録が可能ですが、ステータス2は「前々日16時」(毎日)に一般送配電事業者から一括入力値が入ったものが返ってきます。このため、ステータス3は毎日(前々日16時以降、前日12時まで)に、提出する必要があります。 ステータス1は2年度分を事前に作成・登録が可能ですが、ステータス2は毎日(「前々日16時と前日6時」)、一般送配電事業者から一括入力値が入ったものが返ってきます。このため、ステータス3は毎日(前日6時以降、前日12時まで)に、提出する必要があります。
61		年間、月間、週間計画にも、「(翌日FIT)発電販売計画」のようなFIT用の入力支援ツールがあるのか。	年間、月間、週間計画では、ステータス管理は行いませんので、FIT用の入力支援ツールはありません。通常の(FIT特例①以外の発電所と同じ)入力支援ツールを利用してください。
62		FIT特例①の自然変動電源と卒FIT電源について、「(翌日FIT)発電販売計画」を利用して一括して計画提出したいが、問題ないか。	1つのファイルで提出することは可能ですが、以下の制約がありますので、ご注意ください。 ・「(翌日FIT)発電販売計画」を提出する必要があります(FIT特例①のステータス管理のため) ・ステータス1では、販売・調達計画に計画値が入力不可となります。 ・ステータス2の作成中はFIT特例発電BG以外の発電BGの計画変更が不可となります。
63	(激変緩和措置)	調達電力が①PV(激変緩和対象)1,000kWhと②火力1,500kWhの合計2,500kWhの場合に、JEPXで800kWhを売却し自社小売に1,700kWhを充てた。 この場合、売却した800kWhを②電源を売却したことと指定することは可能か。指定できない場合、激変緩和措置の対象電力量はどのように決まるのか。	計画値同時同量では、これまでの実同時同量と異なり、計画間の紐づけ(この場合、FIT発電BGと販売計画の間の紐づけ)はありませんので、売却した800kWhを②電源を売却したことと指定することはできません。 激変緩和措置の対象電力量の算定の考え方は、2015年11月の資源エネルギー庁資料「小売全面自由化に向けた固定価格買取制度の運用見直しに関するQ&A」(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/kouri_free/20151125.pdf)のQ8以降に記載がありますので、こちらをご参照ください。詳細については資源エネルギー庁へお問い合わせください。
64		FIT電源をエリアを跨いで小売に充てる時に、激変緩和措置の判定はどのように行われるのか。2015/11/25開催の「小売全面自由化に伴う再エネ特措法施行規則等の改正に関する説明会」の資料のFAQ No.14において、振替の場合も小売に充てていけば激変緩和措置対象となるか。	激変緩和措置については、資源エネルギー庁にお問い合わせください。
65	(部分買取り) ※FIT特例(送配買取)の部分買取りについては、「FIT特例制度に関する広域機関システム マスタ申請について(送配電買取/小売買取)」(http://www.occto.or.jp/renkeisenriyou/oshirase/2015/files/170309_fit_shinsei.pdf)のP25,26をご参照ください。	(1)一般送配電事業者から送られてくる一括の発電計画を、どのように按分するのか。 (2)部分買取りの発電計画の合計値が、その発電所の発電計画と一致させるにはどうしたら良いか。 (3)小売電気事業者は仕訳情報を入力するとあるが、具体的にどのようなことを行えばよいのか。	(1)部分買取りの場合は、設備容量などによる按分ではなく、部分買取りの仕訳情報を入力します。一般送配電事業者が入力した一括入力値は、部分買取り発電所の発電計画を差し引いた値に変更します。 (2)FIT特例①では、発電BG毎に一般送配電事業者から配分される計画値となっていれば、部分買取りの発電計画の合計値がその発電所の発電計画(発電量予測)と一致させなくても構いません。なお、部分買取り発電所は仕訳情報は正しく入力することが必要です。 (3)これまでと同じ「優先順位」「プロラタ」により仕訳情報を入力します。
66		「特例発電BG(FIT特例①)の計画作成フロー」において、発電BGを構成する発電所が全て長方形の部分買取りの場合、送配電入力(一括)と一致しないことになるのか。	FIT特例①を適用する場合は、BG合計値は送配電入力(一括)・太陽光の場合は一般的に山型・と一致させて頂く必要があります。全て部分買取りの場合は、Σ(個別の計画値)≠BG計=送配電入力(一括)となりますので、ご注意ください。(想定を行う一般送配電事業者や部分買取りの相手先となる事業者様にご相談頂ければと思います。) ※詳細は当機関HP「FIT特例制度を適用する場合の計画値同時同量制度について」をご確認ください。 https://www.occto.or.jp/article/oshirase_2016/files/kentou_unyou_fit_r.pdf
67		計画に対して発電実績が上ぶれた場合(余剰が発生した場合)、小売電気事業者が買取る量は計画量か、発電実績量か。また、FIT特例①を選んだ場合と②を選んだ場合で、買取量やインバランス価格は異なってくるのか。	・FIT特例①②ともに、小売電気事業者が買い取る量は従来どおり発電実績量になります(部分買取りの場合は優先順位の設定に基づき実績値が配分)。FIT特例①の場合は実績に基づくインバランスが回避可能費用単価で精算されますが、FIT特例②はインバランス単価で精算されます。 ・詳しくは、第10回制度設計WGの資料6-2の第3章および「小売全面自由化に伴う再エネ特措法施工規則等の改正に関する説明会」の資料(https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/kihon_seisaku/denryoku_system/seido_sekai/pdf/010_06_02.pdf)をご確認ください。
68	(ステータス1の事前登録)	仮にステータス1の提出が間に合わない場合や失念した場合、どういった流れになるのか？ 広域機関から連絡はあるのか。	当機関からの連絡はありませんので、必ず期限までにご提出ください。ステータス1のファイルは、2年度分を事前に作成・登録ができますので、忘れずにご提出ください。また間に合わなかった場合は、前々日16時以降、前日2時までであれば、一般送配電事業者は計画を受け付けますので、ステータス1をご提出ください。なお、発電BG等が変更になりましたら、提出し直しが必要です。
69		「記載要領 3.3.3.1 注意事項」に「ステータス1のファイルは、2年度分を事前に作成・登録が可能」とあるが、年度分を事前に一括登録する方法はあるか。「(翌日FIT)発電販売計画」を1つずつ(1日ずつ)ファイル作成してアップロードしないといけないのか。	年度分を一括登録する方法はありません。事前に作成・登録する場合も、1つずつファイル作成してアップロードしてください。
70	(翌日FITの記載例)	「記載要領 4.2(翌日FIT)計画値同時同量計画」の記載例では「太陽光(全量買取り)」の発電計画はゼロとなっているが、発電計画値の合計がステータス2のBG合計と合致すれば、数値を入力しても良いか。	問題ありません。記載例の各エリア(ステータス3)における【発電計画、発電上限、発電下限、優先順位】の説明をご確認ください。
71		一般送配電事業者からのステータス2の入力値には「全量買取りの太陽光発電」の想定値も入っている認識で良いか。	その通りです。
72		「記載要領 4.1計画値同時同量計画 記載例③」の発電計画(例えば12:00-12:30で2,000kWh)と④の調達計画(例えば12:00-12:30で2,600kWh)が整合していないが、数値の差分はどこに由来するのか。	記載例③はステータス1時点であり、FIT1の太陽光が未入力の状態です。一方、記載例④はステータス3時点であり、FIT1の太陽光が入力された状態です。
73		「記載要領 4.1計画値同時同量計画 記載例③」では翌日FIT分の計画に販売計画が記載されていない。需要計画との紐付けはどうなっているのか。	入力例では、FIT特例①を入力する発電販売計画はステータス1時点であり、販売計画を入力するステータス3の手前となるため、需要調達計画との紐づけがない形に見えているものです。
74		(翌日FIT)発電販売計画について、エリアの発電計画の内訳に記入する発電所は個別の発電所ではなく、集約した発電所をひとつだけ記入するのか。	沖縄エリア以外は、集約・計画入力コードだけでなく、個別の発電地点の入力が必要です。当機関HP「記載要領4.2」に「(翌日FIT)計画値同時同量計画の記載例」を掲載しておりますので、こちらもご確認ください。
75		FIT特例①のステータス1の入力方法とステータス2の一般送配電事業者の入力値の取得方法の説明資料はあるか。	当機関HPにある「広域機関システムスタートアップガイド」第7章をご確認ください。 https://www.occto.or.jp/keitoujouhou/files/start_up_guide_Rev11_160308.pdf
76	FIT特例②	FIT特例②電源の場合、翌日計画では発電上限、下限には何を入力すれば良いのでしょうか。	考え方はFIT特例①と同じです。
77		FIT特例②電源は「(翌日)発電販売計画」と「(翌日FIT)発電販売計画」のどちらを使用するのか。	「(翌日FIT)発電販売計画」はFIT特例①電源が含まれる場合に使用します。FIT特例①電源を保有せず、FIT特例②電源とFIT特例以外の電源の場合は、通常の「(翌日)発電販売計画」で計画を作成、ご提出ください。

No	分類	質問	回答
78	FIT送配買取	FIT特例①におけるFIT送配買取1の計画提出について、 ① 発電所マスタの「電源種別」欄は「FIT送配1」を選択するのか。 ② FIT小売買取1とは別のFIT送配買取1用の発電BGを準備するのか。 ③ 発電販売計画には一般送配電事業者への販売計画を、需要調達計画には一般送配電事業者からの調達計画を記載するのか。	①②については、その通りです。 ③については、これまでのFIT小売買取1と同じです。発電販売計画には小売電気事業者への販売計画を、需要調達計画には発電契約者からの調達計画を記載してください。また、計画の作成方法(ステータス1～3など)もFIT小売買取1と同じです。 「記載要領 3. 特例発電BG(FIT特例①)の計画作成方法」、「FIT特例制度に関する広域機関システム マスタ申請について(送配電買取/小売買取)」 (http://www.occto.or.jp/renkeisenriyou/oshirase/2015/files/170309_fit_shinsei.pdf)のP25,26も併せてご確認ください。
79	自己託送	自己託送の計画提出のマニュアルや計画作成フローはないのか。	自己託送についても計画提出方法は発電販売計画と変わりません。 詳細については、当機関の各種資料をご確認ください。
80		自己託送を実施する予定だが、何の計画を提出しなければならないか。	自己託送の計画提出については制度設計WG第11回の資料8-4「同時同量制度・インバランス制度に係る詳細制度設計について」を、計画提出の考え方や具体的な方法は当機関HP「広域機関システムでの計画提出について」をご覧ください。 (https://www.occto.or.jp/occtosystem/keikaku/keikakuteishutsu.html) 参考までに、 ・自己託送を行う場合、発電販売計画※と需要調達計画が必要となります。 ※FIT特例①を適用する発電所から電気を買い取る場合には、(翌日FIT)発電販売計画により提出いただきます。 ・連系線をまたぐ場合、間接オークションの利用が必要となります。 ・需要家に部分供給を行う場合、部分供給通告値が必要となります。
81		自己託送を行う予定であり、広域機関の会員にはならないが、計画提出は必要か。	自己託送においても計画提出は必要です。 広域機関の会員以外の方でもシステムを使用可能です。
82	近接性評価割引	A発電所に近接性評価割引を適用する場合、需要調達計画の調達計画ではどの様に入力すればよいか。	近接性評価割引を適用する場合の計画の記載方法につきましては、一般送配電事業者にお問い合わせ下さい。
83	電源との紐づけ	発電販売計画において、FIT電源を含む電気を自社で使用するに加え、他社にも販売している。FIT電源の電気を優先的に自社の小売に充てたいときは、発電BGで区分けすればよいか。あるいは、優先順位等の調整により対応できるのか。	計画値同時同量では、これまでの実同時同量と異なり、電源の紐づけがなくなります。(発電販売計画内の発電計画(発電BG、発電所)と販売計画の間に電源の紐づけはありません。) 優先順位は、一般送配電事業者が発電実績を電力買取者間で仕訳けるために用いられるものです。(電力を小売電気事業者間で配分するためのものではありません。)
84		地産地消メニューとして、A電源をB県の需要に優先的に消費するためには、どのような計画提出を行えばよいか。	需要調達計画の需要計画には内訳がないこと、小売電気事業者は1エリアで1つの需要調達計画しか出せないことから、B県の需要とそれ以外を分けることはできません。
85	融通指示	融通指示は、発電販売計画を構成する全ての発電BG、または代表契約者制度を構成する全ての契約者が受ける可能性があるが、計画はそれぞれ発電量調整契約の発電契約者、託送供給契約の代表契約者からしか提出できない。送電・受電指示を受けた後の計画の修正は、各事業者から提出できるのか。	広域機関システム上、計画提出者(発電量調整契約の発電契約者、託送供給契約の代表契約者)しか提出できません。
86		販売計画(内訳)と調達計画(内訳)における「広域指示」はどのようなケースで使用するのか。一般送配電事業者より受けた給電指令は「広域指示あり」にする必要があるのか。	一般送配電事業者からの給電指令は「広域指示あり」には該当しません。 なお、広域指示とは、会員の需給状況が悪化した場合に、業務規程第111条に基づき、会員に対して広域機関が指示を行ったときに該当します。
87		融通指示検討開始に伴う受付中止通知『1時間前取引受付中止』のメールを受信した。計画は受付されるのか教えて欲しい。	1時間前市場取引の受付を中止しているだけであり、広域機関システムの計画受付は可能な状態です。 1時間前市場から約定した結果を反映して計画を提出してください。
88	部分供給通告値	・翌日部分供給通告値以外に月間部分供給通告値も毎月提出するのか。 ・部分供給通告値の説明資料等はないのか。	・月間部分供給通告値の提出要否：部分買取を行う事業者と一般電気事業者との間の取決め事項になりますので、お手数ですが、一般電気事業者にお問い合わせください。 ・部分供給通告値の説明資料：あいにく広域機関では持ち合わせておりません。お手数ですが、一般電気事業者にお問い合わせください。 当機関HP「広域機関システムに関する事業者向け説明会 資料の開示」の「広域機関システムに関する事業者向け説明会 資料」のP64(スライド40)をご参考ください。 https://www.occto.or.jp/oshirase/sonotaoshirase/2015/2015_1028_koiki_system_setsumeikai_02.html
89		以下はどのように記入するのか。 ・負荷追随分供給者コード、負荷追随分契約識別番号1 ・ベース分供給者コード、ベース分契約識別番号1	記入方法や契約識別番号については、一般送配電事業者にお問合せください。
90	計画提出の遅延	何らかのトラブルにより計画提出が遅れた場合はどうなるのか。 提出期限の延長はしてもらえるのか。	・発電販売計画・需要調達計画の提出が遅れた場合は、計画未提出の状態となります。翌日計画で計画未提出のまま実需給を迎えるとインバランス算定の対象となる計画値がない状態となってしまいますので、前日17時以降速やかに当日計画を提出する必要があります。 個社の事情で提出期限を延長することはできません。なお、インターネットによるファイルアップロード方式(入力支援ツール)を準備しておりますので、システムトラブル等が発生した場合には、こちらを使ってご提出ください。
91	電話連絡	増量登録が受け付けられたか否かの結果通知はどのようにされるのか。	広域機関システムに登録されたメールアドレスに可否判定結果通知メールが届きます。同メールに可否判定結果ファイル名が記載されているので、「計画受付/結果通知一覧」画面より当該ファイルをダウンロードし、通知内容に応じた入力支援ツールを使用することで確認できます。
92		計画提出に関して問い合わせをしたい。	計画作成・提出に関するお問い合わせは「計画受付問い合わせ窓口」で受け付けます。 対応時間:営業日の9時～17時40分 電話番号:03-6221-3315 専用メールアドレス:keikaku-uketsuke@occto.or.jp (メールは営業時間外も受け付けますが、返答は翌営業日以降となります。) なお、対応時間外および休業日の終日は、広域機関システムが利用できない場合のお問い合わせのみの対応となります。 電話番号:03-6221-3316 ※計画の内容に関するお問い合わせについては、対応は行っておりません。 ※営業日の営業時間内(9時～17時40分)の連絡は、「計画受付問い合わせ窓口」をご利用ください。
93		混雑処理が発生した場合、広域機関から事業者連絡が来るとのことだが、その場合の事業者連絡先はどこか。 現状、登録している電話番号は平日昼間のもので、夜間・休日にもつながる電話番号を登録する方法を教えてください。	混雑処理時は広域機関より、広域機関システムの計画受付ー計画提出ーメールアドレス登録画面で登録されたアドレスにメールにて連絡いたします。混雑処理時の電話連絡はありません。 また、夜間用の電話番号登録は設けておりません。

No	分類	質問	回答
94	単位	計画値の最小単位は。	単位は1kWまたは1kWhで、0以上の整数です。
95		1日48コマを入力する計画(翌日計画など)は、例えば、1,000kWは30分単位では500kWhで良いか。	その通りです。 発電上限、発電下限も同じ(30分単位のkWh)です。広域機関システムでは同時最大受電電力との整合チェックを行いますが、「Σ発電計画(kWh/30分)×2」≦同時最大受電電力(kW)である必要があります。
96	広域機関システム(エラー対応)	アップロードしようとする「ファイル異常エラー」が発生した。	送信事業者コードとログインユーザーの事業者コードが一致していないエラーです。 アップロードの際に生じたエラーは「操作マニュアル 計画管理(発電事業者、小売電気事業者等用)」の第2章をご確認ください。 http://web1-occto.cmskit.jp/occtosystem/keikaku/2016-0222_keikakuteisyutsu_onegai.html
97		「FITファイルアップロード権限エラー」で計画を送付できない。	「BG/計画提出者コード」の計画提出者コードに正しいコードが入力されていない場合(例:送信事業者の事業者コードと計画提出者の事業者コードが同じ小売電気事業者でない、計画提出者コードに発電BGコードを入力、1桁目のエリア番号を誤入力など)に、アップロード権限エラーとなります。 アップロードの際に生じたエラーは「操作マニュアル 計画管理(発電事業者、小売電気事業者等用)」の第2章をご確認ください。 http://web1-occto.cmskit.jp/occtosystem/keikaku/2016-0222_keikakuteisyutsu_onegai.html
98		ファイルアップロードにて提出し、「計画の登録通知」メールを受け取ったが、「計画受付/結果通知一覧」画面で検索しても確認できない。	送受信日等の検索条件を設定のうえ、ご確認ください。
99		翌日計画を提出したら「計画提出可能期間外」のメールが届き、計画提出が間に合わなかった。どうしたら良いか。	前日17時の空容量公表後に、速やかに当日計画を提出してください。 前日17時以降に提出する計画を当日計画と呼びますが、提出様式は翌日計画と同じです。
100		「マスタとの不整合」は、どんな場合があるか教えてほしい。	以下の場合があります。 ・需要調達計画マスタ、発電販売計画マスタ等の「適用終了日」を過ぎた日付の計画を提出した。 ・新たな発電BGを設定しBGマスタを新規登録後、発番されたBGコードを発電販売計画マスタ及び計画提出者マスタに追加登録したが、発電販売計画マスタの契約識別番号1の追加登録を忘れた。 「マスタとの不整合」は提出エラーとなり、計画を提出できません。マスタの登録情報を定期的にご確認いただき、変更がある場合は、お早目に手続きください。 ご参照 当機関HP掲載「各種計画に対する整合性自動チェック機能の不整合通知に関する内容追加について」 https://www.occto.or.jp/occtosystem/oshirase/2018/190306_kakushukeikaku_naiyoutuika.html
101	(FIT特例①)	FIT特例①のステータス1のファイルをアップロードしたが、「計画受付/結果通知一覧」画面に表示されない。	「(翌日FIT)発電販売計画」は小売電気事業者と一般送配電事業者の双方が計画を入力するため、登録状態(ステータス)を管理する必要があり、「FIT計画登録一覧画面」に表示されます。なお、ステータス3が正しく登録されると、自動で翌日発電販売計画が提出され、「計画受付/結果通知一覧」画面に「(翌日)発電販売計画」が表示されます。
102		ステータス2の登録値が発電所の契約電力を超過している。	代表させる系統コードとして発電所マスタの変更申請をされている場合(この場合、同時最大受電電力が「9,999,999」となっています。)は問題ありません。この変更申請をされていない場合は、設備容量などの方法で他発電所と按分してください。
103		ステータス2の太陽光の計画値が全て空白となっている。	ステータス2において、一般送配電事業者は、一番左の系統コードに特例発電BG合計の配分値(一括入力値)を入力します。小売電気事業者は、ステータス3では、「記載要領」4.2(翌日FIT)計画値同時同量計画の記載例を参照して空白となっている計画値を埋めてください。
104		ステータス3の時点で分割番号が変わっても問題ないか。	分割番号はステータス1～3で変えないください。 また、01からの通し番号とすることを推奨します。分割しない場合は00です。
105		ステータス3で「小売事業者再確認/更新待ち」となったが計画は提出できているのか。	エラーのため提出できていません。 「記載要領6.2.2.(翌日FIT)発電販売計画の受付ステータス」をご確認ください。
106	(計画の確認方法)	すでに提出済みの計画で、消し残っているものを確認したいので、広域機関システムの登録状況を確認する方法はあるか。	広域機関システムでの最終の登録値を確認する方法は用意しておりません。 結果通知メールを保管し、計画の上書きにより、利用者自身で計画の最終値を管理ください。 (ご参考:「記載要領6.3 計画変更の方法」)
107	(メール通知)	広域機関から届くお知らせのメールは異動で不要となり、これからは後任者に送ってもらいたいが、必要な手続きを教えてください。	広域機関システムにログインし、「ユーザー管理」の「ユーザ情報登録一覧画面」で登録・削除をお願いいたします。 ※広域機関からのお知らせのメール送信先は不定期で更新しており、それまでは登録・削除したものが反映されないため、後任者に転送いただくなどの対応をお願いいたします。
108	(パスワードロック・ログイン不可)	パスワードロックを解除してほしい。ログインできない。	◆管理者ユーザー以外の場合: 自社の管理者ユーザーにパスワードの再発行をしてもらうよう依頼ください。管理者ユーザーの方は、操作マニュアル「ユーザー管理」の「1.3 ユーザー情報編集・削除」に従って、パスワードの再発行をお願いします。 ◆管理者ユーザーの場合: 広域機関までご連絡ください。なお、広域機関は営業時間外(平日の9時～17時40分以外)の対応はできません。 ※ 1事業者・複数ユーザー登録が可能です。ユーザーを複数登録しておけば、万一、パスワードがロックされても、別IDでの操作・計画提出が可能です。当機関HP掲載の案内をご確認ください。 https://www.occto.or.jp/occtosystem/FAQ/login_password.html
109	(系統情報サービス)	「系統情報サービス>需給関連情報>需要実績参照>需要実績(年間、月間、日別)」で公表されている「需要実績」の定義を教えてください。	・需要実績: エリア内の需要実績(=エリア内の発電実績(送電端※)-揚水動力+連系線による受電分(当該エリアの受電分-当該エリアからの送電分)) ・対象範囲: エリア需要(旧一般電気事業者以外の小売電気事業者を含む)
110	間接オークション	需要調達計画も発電販売計画ともにJEPXスポット約定予定分については、0として提出するのか。	需要調達計画、発電販売計画ともに、未約定のJEPXスポット部分については、0にてご提出ください。
111		融通指示発令時、間接オークション開始前は連系線をまたぐ計画提出にロックが、かかっていたと思うが、間接オークション開始後は、一時間前市場の取引の計画提出のみがロックがかかり、他の計画提出はロックがかかっていない、との認識で問題がないか、確認がしたい。	その通りです。

No	分類	質問	回答
112		発電販売計画の提出において、間接オークション導入後、翌日計画提出の際は、地内会社以外はスポット取引として入力しているが、月間計画・年間計画でも同様にスポット欄として入力し、提出するのか確認したい。	間接オークション導入後のエリア間取引分については、特定契約などを元に、エリア外の取引先コード・取引量を記載してください。
113		連系線利用時に翌日計画に記載する申込番号は何を記載すればよいのか。	JEPX市場から調達する場合、記載要領に従い「W51009999999」を記載ください。
114	経過措置計画	長期計画で登録した値より下げて経過措置計画を提出する場合、計画変更理由の欄には何を記載すればよいのか。	計画変更理由欄には「需給バランス・同時同量変更」を記載してください。
115		経過措置計画の提出期限は対象日の前々日12時となっているが、提出漏れ等があった場合、期限以降に提出する事は可能か。	期限を過ぎた場合は提出できません。経過措置計画が提出されなかった場合、長期計画の登録値が反映されます。
116	作業停止計画	作業停止計画の提出後、一般送配電事業者より修正の依頼があった。広域機関システムでの操作手順について教えて欲しい。	当機関HPIに掲載している作業停止計画記載要領を参照ください。 http://www.occto.or.jp/occtosystem/keikaku/files/181001_sagyouteishikisaiyouryou.pdf
117	FIT特例①運用変更(前日6時再通知)	前々日16時～前日6時は、ステータス3提出禁止時間帯となっているが、小売電気事業者が誤って提出した場合はどうなるのか。	広域機関システムは、ステータス3提出禁止時間帯においても、計画を受け付けます。その際、前々日16時のステータス2のデータで受け付けします。 詳細は当機関HP「FITインバランス特例制度1の運用方法の変更に関する説明会におけるQ&A公表」の「FITインバランス特例制度1の運用方法の変更について」をご参考ください。 http://www.occto.or.jp/oshirase/sonotaoshirase/2019/files/191220_FIT1unyohenko.pdf
118		ステータス2の再通知が、一般送配電事業者から前日6時になっても登録されない場合、小売電気事業者の計画提出の対応はどうか。	一般送配電事業者のシステムトラブル等で、前日6時を過ぎてもステータス2の再通知が登録されない場合、小売電気事業者の作業時間確保のため、前々日16時のステータス2の発電計画値でステータス3を提出してください。また、一般送配電事業者は、ステータス2の再通知が行われず前日6時を過ぎてしまった場合には、小売電気事業者の作業中にステータス2の計画値の変更を防止する観点から、再通知をしないことにしています。 詳細は当機関HP「FITインバランス特例制度1の運用方法の変更に関する説明会におけるQ&A公表」の「FITインバランス特例制度1の運用方法の変更について」をご参考ください。 http://www.occto.or.jp/oshirase/sonotaoshirase/2019/files/191220_FIT1unyohenko.pdf
119		小売電気事業者がシステムトラブル等で、前日6時のステータス2の再通知を取得できなかった場合の対応はどうか。	広域機関システムでは、前日6時再通知のシステム登録日時を保持しているため、その時刻後の日時に更新されたステータス3を提出しなければシステムエラーとなります。したがって、小売電気事業者の都合で前日6時のステータス2が取得できなかった場合は、エリアの一般送配電事業者にお問い合わせいただき、ステータス3を提出してください。
120		前々日16時のステータス2と、前日6時のステータス2とは、画面上の表示などでの認識はできるのか。また、前日6時のステータス2の再通知を複数回行うことはあるか。	上書きなので、ファイル名は変わりません。再通知ファイルかどうかは、ファイルのシステム登録日時で判断していただくことになります。また、基本的には、ステータス2の再通知を2回以上行うことはありません。
121		一般送配電事業者が変更した2回目のステータス2の値が桁違いなど明らかに誤っていた場合、どう対応すればよいのか。	誤っていた場合には一般送配電事業者に問合せし、対応を協議するようにしてください。
122	FIT特例①運用変更(水力、地熱、バイオマスの変更)	小売電気事業者は、水力、地熱、バイオマスの計画変更をするために、前日2時までにはステータス1(2回目)を提出したにも関わらず、前日6時以降にステータス2(2回目)が取得できない場合は、どうしたらよいのか。	一般送配電事業者が2回目のステータス2を提出する必要があるため、エリアの一般送配電事業者へ連絡して、2回目のステータス2の提出を依頼してください。
123		水力、地熱、バイオマスの変更を、前日2時以降にしたい場合の対応はどうか。	インバランスの削減という目的では、前日2時以降の対応は基本的には行いません。しかし、明らかにデータの桁数を間違えたなどの場合は、変更される時刻にもよりますが、エリアの一般送配電事業者に対応可能かどうか確認し、対処してください。
124		前日2時までの水力、地熱、バイオマスの計画変更時に、ステータス1を再提出するが、それまでに使用していたタイムスタンプは破棄となるのか。 また、現状1つのファイルにFIT特例①の自然変動電源分および非変動電源分を記入し計画提出しているが、前日2時までに非変動電源の計画変更を実施する場合、自然変動電源分のステータスはどのようになるのか。	前日2時までにステータス1を見直し提出する場合は、タイムスタンプは引き継ぎません。新規にステータス1を作成し、再提出してください。 自然変動電源分も計画に載せて前日2時に提出することは可能です。その場合、自然変動電源分のステータスは「2→1」へ変更されますのでご注意ください。 前々日12時ステータス1→前々日16時ステータス2→(これまでのタイムスタンプは破棄して新規に)前日2時ステータス1→前日6時再通知ステータス2
125	FIT特例①運用変更(ステータス3、太陽光、風力の控除)	太陽光、風力の売れ残り量は、太陽光もしくは風力いずれのBG計から控除すべきなのか。また、控除量を太陽光、風力の個々の発電所に按分する必要があるか。	小売電気事業者の任意でかまいません。太陽光、風力のいずれでもかまいませんし、按分する必要はございません。
126		FIT特例①の太陽光、風力とFIT特例①の水力、地熱、バイオマスが同じ0.01円/kWhで部分約定した場合、売れ残り量の控除対象は、FIT特例①の太陽光、風力が対象か。	そのとおりです。
127		自社需要を上回るFIT特例①の太陽光、風力の発電計画を0.01円/kWhで入札するのは強制なのか。また、0.01円/kWhで入札しているかどうかを取り締まることになるのか。	太陽光、風力といった発電量をコントロールできない自然変動電源の限界費用は0.01円/kWhで入札することが整理されています。 詳細は「電力・ガス取引監視等委員会」の「第35回制度設計専門会合」資料7をご参考ください。 https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/035_07_00.pdf
128		自社需要を上回るFIT特例①の太陽光、風力の発電計画を0.01円/kWhで入札するのは、九州等の再エネ出力抑制が発生しているエリアだけでなく、全エリア対象ということでしょうか。	沖縄を除く、全エリアが対象です。発電量をコントロールできない電気の限界費用は0.01円/kWhで入札することが整理されています。 詳細は「電力・ガス取引監視等委員会」の「第35回制度設計専門会合」資料7をご参考ください。 (https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_system/pdf/035_07_00.pdf) 沖縄エリアは前日スポット取引がないため、自社需要を上回るFIT特例①の太陽光、風力の発電計画値は控除してください。
129		他の小売電気事業者との間で買取契約をしている場合は市場に売る必要はないか。	他社に売る契約がある場合は、自社需要の範囲であるため、問題ありません。

No	分類	質問	回答
130		代表契約者として需要調達計画を提出しているが、需要パラシググループに所属する他の小売電気事業者はFIT特例①の自然変動電源の発電計画の提出を行っている。当該小売電気事業者はJEPXの非会員であり、全量を需要パラシググループに販売している。 スポット市場でパラシググループ全体の余剰電力を入札し、売れ残りが発生した場合に、当該小売電気事業者の発電販売計画について、売れ残り量をFIT特例①の自然変動電源の発電計画から控除する形で計画を再提出する必要があるのか。	FIT特例①発電事業者(非JEPX会員)は全量電力卸売を実施しており、発電販売計画について、スポット市場売れ残り分の修正は行ないません。売れ残った際には時間前市場等で代表契約者が対応し、同時同量を達成する必要があります。
131		太陽光、風力と火力等電源の発電計画の全量を需要調達計画へ充当したうえで、需要BGがスポット市場へ入札するケースにおいて、部分約定した場合、どの電源が余ったかというのは、小売電気事業者が判断するのか。	余剰分が太陽光、風力なのか火力等電源なのかの判断は小売電気事業者の判断となります。 自社需要を超える太陽光、風力の余剰分を0.01円/kWhで売り入札した結果、売れ残った量については発電計画からの控除対象のため、太陽光、風力から控除してください。 自社需要を超える火力等電源の余剰分を任意の価格で売り入札した結果、売れ残った量については発電計画からの控除対象外となるため、GCまでに計画内不一致を解消する必要があります。
132		広域機関は、売れ残り量や控除量の妥当性を後日チェックする可能性はあるのか。	広域機関のみならず、電力・ガス取引監視等委員会や資源エネルギー庁など、関係機関が連携して監視し、繰り返し違反している場合は、注意喚起していくこととなります。
133		FIT特例①太陽光、風力の売れ残り量が、取引所の最低取引単位では全量控除できないと思うが、売り入札量の端数の丸め処理は小売電気事業者の判断でよいか。	小売電気事業者の判断となります。
134		太陽光、風力が自社需要の範囲内であれば、0.01円/kWhでスポット市場へ入札する必要はなく、自社需要を超える太陽光、風力の部分は、0.01円/kWhでスポット市場へ入札しなければならないということか。	自社需要の範囲内であれば、0.01円/kWhでなくても構いません。自社需要を超える太陽光、風力の部分は、0.01円/kWhで入札するとともに、約定しなかった場合の控除も太陽光、風力のみとなります。
135		これまでは、ステータス2で一般送配電事業者より配分された計画値と、ステータス3で提出する計画値が違っていると計画提出エラーになる認識だったが、ステータス3提出時に売れ残り量を控除した場合、ステータス2とステータス3で違った計画値になってしまうが、計画を受け付けるのか。	運用変更に伴い、2020年3月31日からステータス2とステータス3の値不一致に関するエラーは検出されないようにしています。しかし、タイムスタンプに関するエラーは依然として検出するため最新のステータス2を使用してください。